

〔研究ノート〕

米国の組織変更税務における段階取引原理の適用

鈴木孝一

はじめに

米国の組織変更において、ある取引が内国歳入法第 368 (a)条 (Internal Revenue Code Section 368 (a)) に定めるいずれかの取引に該当し⁽¹⁾、かつ、判例によって形成された持分の継続性の要件及び事業継続性の要件等⁽²⁾ を満たすとき、その取引は非課税になる。

さらに、これらの要件が満たされているか否かを判定するに際して、段階取引原理 (step transaction doctrine) が適用される。

段階取引原理とは、一つの取引におけるすべての統合した取引は、取引の真の性質を決めるに際して、融合しなければならない⁽³⁾ という判例法による取扱いである。これによれば、各ステップの実質が「一体的で、相互に依存しており、特定の結果に向けられている」場合には、一連の形式的には別々の取引を一つの取引に統合することが認められる⁽⁴⁾。

この段階取引原理は、組織変更の領域に限らず、税法全般に適用されるが⁽⁵⁾、とりわけ組織変更の領域において重要視される。ただし、その原理には、いろんなタイプの取引を非課税の組織変更とする作用とこれを否定する作用の両方があるからである⁽⁶⁾。

本稿では、取得会社が売却会社の株式を取得し、それに続いて売却会社を取得会社へ清算又は合併することによって売却会社の資産を取得する場合、この

一連の取引に段階取引原理が適用されるかどうかを検討する。

具体的には、内国歳入庁 (Internal Revenue Service) が公表したレベニュー・ルーリング (Revenue Rulings) 等に示された次の 4 つの事例について、1) 段階取引原理の適用の有無、2) 当事者の課税関係を明らかにする。

1) 取得会社が、現金による子会社の売却会社への逆合併で、売却会社の株式の 100% を現金で購入した後、売却会社の資産を清算により取得する (Rev. Rul. 90-95. 1990-2 C. B. 67.)。

2) 取得会社が、売却会社の株式の 85% を現金で購入した後、取得会社の子会社が売却会社を吸収合併して売却会社の資産を取得する (Income Tax Regulations Section I. 338-3 (d) example (i))。

3) 取得会社が、その議決権株式で売却会社の議決権株式を 100% 取得した後、売却会社を吸収合併することにより、売却会社の資産を取得する (Rev. Rul. 75-161. 1975-1 C. B. 114.)。

4) 取得会社が、その子会社を売却会社へ合併させることにより、売却会社の株式を、取得対価の 70% をその議決権株式で、残り 30% を現金で購入し、その後売却会社を吸収合併して売却会社の資産を取得する (Rev. Rul. 2001-46. I. R. B. 321.)。

1. 株式取得と資産取得の連続取引を構成する取引の税務上の取扱い

各事例の分析には、1) 適格株式取得、2) 子会社の清算、3) 法令による合併についての内国歳入法の規定の理解が不可欠となる。そこで事例の検討に先立って、これらの規定の適用要件を概観しておく。

① 適格株式取得 (qualified stock purchase)

取得会社が適格株式取得 (以下、QSP と略記する。) をし、§ 338 (g) に基づいた選択をすると⁷⁾、売却会社は i) 取得日に市場価額で資産の全部を売却し、

ii) 取得日の翌日にその資産の全部を購入したものとみなされる (§ 338 (a))。QSP とは、売却会社の株式の議決権株式総額の 80%以上で、かつ価値総額の 80%以上 (§ 1504 (a)(2)に定める支配要件) を取得会社が 12 か月以内に購入によって取得する取引ないしは一連の取引をいう (§ 338 (d)(3))。購入とは原則として株式の取得をいうが、§ 351, § 354⁽⁸⁾, § 355, § 356 の適用がある株式の取得は除く (§ 338 (h)(3)(A)(ii))。

なお、§ 338 を選択することにより、取得会社は資産の税務基礎価額を株式の取得価額まで引き上げることができるが (§ 338 (b)(1))、売却会社はその資産の譲渡益に課税されるとともに、売却会社の株主も株式の譲渡益に課税される。そのため、売却会社に資産の譲渡益を相殺するだけの繰越欠損金がない場合には、この§ 338 を選択すると売り手の税負担は増大する⁽⁹⁾。

② 子会社の清算

子会社の完全清算による親会社への資産の分配が次の要件を満たすときは、分配を受けた親会社は利得・損失を認識しない (§ 332 (a))、また、資産を分配した子会社も利得・損失を認識しない (§ 337 (a))。

i) 親会社が、子会社の議決権株式総数の 80%以上で、かつ株式価値総額の 80%以上を所有している (§ 332 (b)(1), 1504 (a)(2))。

ii) その分配は、株式の全部の償却かまたは減資でなされる (§ 332 (b)(2))。

iii) 資産の全部の譲渡が、株主の解散の承認に基づいて、その課税年度内に行われるか (§ 332 (b)(2))、ないしは清算計画に基づき、最初の分配がなされた課税年度の末日から 3 年以内になされる (§ 332 (b)(3))。

この場合、親会社が分配を受けた資産に付すべき税務基礎価額は、子会社がその資産に付していた税務基礎価額を引き継ぐ (§ 334 (b)(1))。

子会社の清算は、実質的には子会社の親会社への合併である⁽¹⁰⁾。したがって、子会社の親会社への合併は、タイプ A 組織変更であると同時に、§ 332 による子会社の清算でもある。このような場合には、§ 332 の規定が組織変更の規定に優

先して適用される (§ 1.332-2 (d))⁽¹¹⁾。

③ 法令による合併 (タイプA組織変更)

州会社法による制定法上の吸収合併、新設合併をいう (§ 368 (a)(1)(A))。判例法による持分の継続性の要件と事業継続性の要件を満たせば、取得対価は議決権株式であることを要しないので、非課税要件は緩やかである。

一般には、売却会社の株主が、取得会社の株式のおおむね 40%以上を取得すれば、持分の継続性の要件を満たすと解されている⁽¹²⁾。

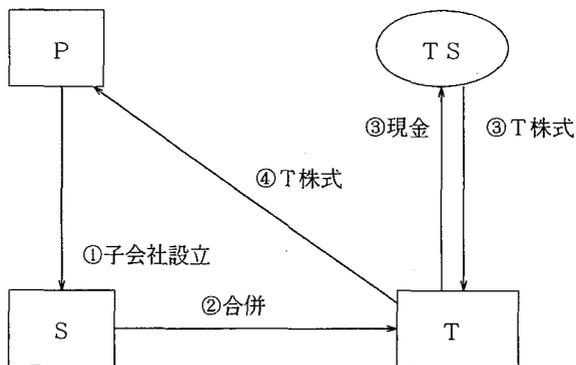
2. 段階取引原理が適用されない事例

事例 1 現金による株式取得後の取得会社への清算

P社は、現金による子会社の売却会社への合併 (a reverse subsidiary cash merger) により、T社の株式の全部を取得する目的で 100%所有の子会社Sを

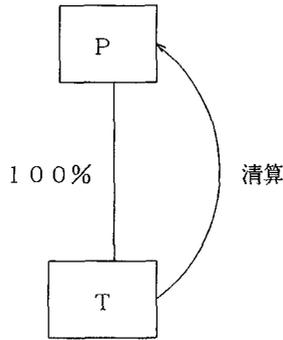
図表 1

〈ステップ1〉現金による子会社の逆合併



(合併後Sは消滅する。)

〈ステップ2〉 売却会社の清算



(Tは清算により消滅)

設立した。合併前には、Sは合併のために必要とされる活動以外は何もしていない。

合併計画に基づいて、SはTに合併し、Tが存続会社となった。T株主(TS)はT株式の全部との交換にSからの現金を受け取った。T株式の取得のために使用された現金の一部はSがPから受け取ったものであり、それ以外の現金はSが借り入れたものである。合併後、Pは発行済みT株式の全部を所有する。

州法は、PがT株式を所有することを禁止しているのので、PはTをすぐに清算してT資産を取得する計画である。この計画に基づいて、SのTへの合併直後に、TはPに合併する。TのPへの合併は§ 332の非課税清算の要件を満たす。その清算は、連邦所得税を回避することを目的として行われたものではない (Rev. Rul. 90-95. 1990-2 C. B. 67. の事例2 (Facts Situation 2))。

① 段階取引原理の適用

結論から先に述べれば、本事例では株式購入と清算という2つの取引が、段階取引原理を適用することによって資産購入という1つの取引とみなされることはない。§ 338はKimbell-Diamond原理⁽¹³⁾に取って代わるものである。§

338が法人の株式取得を資産取得とみなすかどうかを決定する。§ 338によれば、T株式のQSPに§ 338の選択がなされる場合に、資産取得とみなされる。したがって、T株式の購入の目的が、T株式を取得した後すぐにTを清算してその資産を取得することにあつたかどうかは問わない。Pは、Tが後に清算されるか否かにかかわらず、株式取得か資産取得かの選択ができる。T株式のQSPは、§ 338の選択の有無にかかわらず、その後の売却会社の清算とは別個の取引とされる。たとえ、その清算が州法の要請に基づくものであつたとしても、この取扱いは変わらない。それゆえ、本事例では、この取得をPによるT株式のQSPとそれに続くTからPへの非課税の清算とみなす(Rev. Rul. 90-95の「法令と検討(Law and Analysis)」および「結論(Holdings)」参照)。

② 当事者の課税

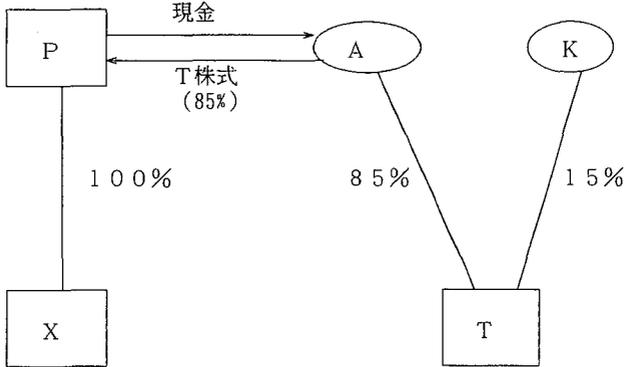
株式取得がQSPである場合には、§ 338の選択をしない限り、段階取引原理を適用して株式取得を資産取得とみなす余地はない。QSPとその後の清算はそれぞれ別個の取引として尊重される。その結果、T株式を譲渡したT株主は株式の譲渡益に課税される(§ 1001)。しかし、TのPへの清算については子会社の清算の規定が適用されるので、Tは課税されない(§ 337)。同様の理由により、Tの清算により資産の分配を受けるPも課税されない(§ 332)。分配を受けたT資産のPにおける税務基礎価額は、Tがその資産に付していた税務基礎価額を引き継ぐ(§ 334(b)(1))。Pは§ 338の選択をしない限り、T株式の取得をT資産の取得とみなして、T資産の税務基礎価額を時価(すなわちT株式の取得価額)まで引き上げることはできない。

事例2 現金による株式取得後の子会社への合併

P, T, Xは米国法人である。TとXはそれぞれ事業を行っている。Pと関連のない個人AとKがT株式(T議決権株式—筆者注)の85%と15%をそれぞれ所有している。PはX株式の全部を所有している。T資産の修正税務基礎価

図表 2

〈ステップ 1〉 現金による株式購入



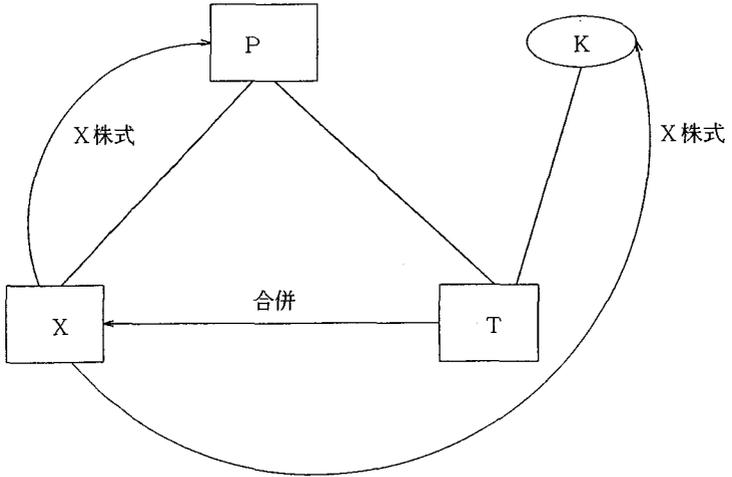
額は、Tの債務とT資産が負担する債務額の合計額を上回っている。Pは、QSPでAが所有するT株式の全部を現金で購入する。Pは取得したT株式について§ 338(g)の選択をしない。取得日後まもなくして、同一の計画に基づいてTはXに州法上の吸収合併をする。その取引は、株主の持分の継続性の問題を除いては§ 368(a)(1)(A)の要件をすべて満たす。吸収合併でT資産の全部がXに譲渡される。PとKはT株式との交換にX株式を受け取る。PはX株式を持ち続ける意向である (§ 1.338-3(d) example (i))。

① 段階取引原理の適用

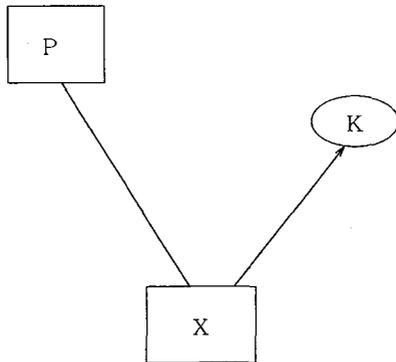
Yoc Heatingの判決によれば⁽¹⁴⁾、この取引に段階取引の原理が適用されると、QSPに続くTからXへの合併は非課税組織変更には該当しない。なぜなら、Tの従来の株主であるAは85%のT株式を現金で売却しており、X株式の交付を受けていないため、持分の継続性の要件を満たさないからである。

しかし、財務省は2001年2月に内国歳入法施行規則 (Income Tax Regulations Section 1.338-3(d) (以下、§ 1.338-3(d)と表記する。))の確定規則 (Final

〈ステップ2〉 売却会社の合併



(合併後)



Regulations)を公表し、§ 1.368-1(b)の持分の継続性の要件の判定に際して、QSPでPが取得したT株式は、譲渡前にT事業体の所有者であった者(すなわちA)の持分とみなすと規定した。この規定により、Yoc Heatingの取り扱いが覆されることになった。それによれば、Tの持分はPによるXの継続的な支配権を通じて、組織変更においても継続するため、持分の継続性の要件は満たされる。したがって、TからXへの合併は、§ 368(a)(1)(A)の組織変更該当する。

換言すれば、P又はXは、QSP直後に非課税組織変更に参加することができることになり⁽¹⁵⁾、この取引に段階取引の原理の適用はなく、QSPとタイプA組織変更は別個の取引となる⁽¹⁶⁾。

② 当事者の課税

§ 1.338-3(d)により、PはTの旧株主とみなされ、TのXへの合併はタイプA組織変更該当する。この取引に先行するT株式の個人株主Aからの取得は、80%以上の議決権株式を現金で取得しているためQSPである。QSPの場合には§ 338の選択がなされない限り、株式取得を資産取得とみなすことはない。タイプA組織変更では売却会社の資産の税務基礎価額は取得会社に引き継がれる。

QSPでPは§ 338の選択をしていないのでTの資産の税務基礎価額は従来のままとなる。Tは合併で利得・損失を認識せず (§ 361(a))、Xは合併により取得した資産の税務基礎価額を引継価額とする (§ 362(b))、§ 1.338-3(d) example (iii)。またPは非課税組織変更でX株式とT株式を交換するだけであり、利得・損失を認識しない。Pが所有するX株式の税務基礎価額は、それと交換したT株式の税務基礎価額と同一になる。(§ 354, § 1.383-3(d) example (iv))。しかしKはT株式とX株式との交換について利得・損失を認識する (§ 1001(c))。ただし、T株式の85%を所有するAは、T株式との交換に現金を受け取っているため、Kにとっては、Pによる株式取得とTのXへの合併という一体取引は、持分の継続性の要件を満たさず、§ 354の適用はないからである (§ 1.338-3(d))

example (v))。すなわち、取得会社と売却会社については、その合併を非課税組織変更として扱い、少数株主については課税取引による取得として扱う⁽¹⁷⁾ことになる。

3. 段階取引原理が適用される事例

事例3 株式による株式取得後の取得会社への清算

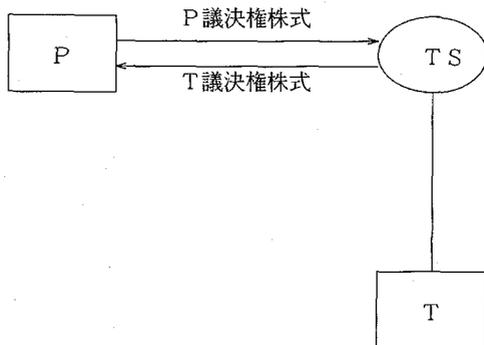
組織変更計画に基づきP社はP議決権株式のみとの交換に、T株主(TS)からT議決権株式の全部を取得する。その後Tはその計画の一環として、完全清算をする。Tの資産と債務の全部がPに引き継がれる。PはTがそれまで行っていた事業を引き続いて行う。従前のT株主は、Pの発行済み株式全部の市場価格の16%を継続して所有する。

① 段階取引の原理の適用

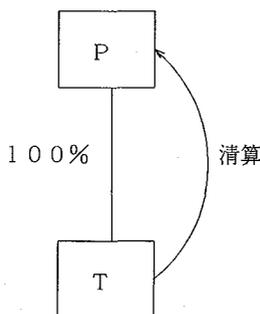
この事例では、PによるT株式の取得と清算は組織変更計画の一環であり、

図表3

〈ステップ1〉 議決権株式の交換



〈ステップ2〉 売却会社の清算



2つの取引をお互い別個のものであるとは考えない。取引の実体は資産の取得であり、§ 368(a)(1)(B)の適用はない。

それゆえ、PによるT株式の取得は、§ 368(a)(1)(B)の組織変更(タイプB組織変更)ではなく§ 368(a)(1)(C)の組織変更(タイプC組織変更)による資産の取得とみなされる (Rev. Rul. 67-274. 1967-2 C. B. 141.)。

この事例で、P議決権株式との交換直後に、Tの清算ではなくTからPへの吸収合併が行われると、次の事例4と同じく全体の取引はタイプA組織変更となる (Rev. Rul. 2001-46. I. R. B. 321. Situation 2 参照)。

② 当事者の課税

Pが、P議決権株式との交換に、T議決権株式を取得し、取得直後にTを支配(議決権株式総数の80%以上、かつその他の株式総数の80%以上を取得)する取引は、本来はタイプB組織変更である (§ 368(a)(1)(B))。

しかし、当初からT株式の取得ではなく、T資産の取得を意図していた場合には、P議決権株式を対価とするT議決権株式の取得は、清算と一体の取引としてみた場合、タイプC組織変更におけるT資産の取得とみなされる。

したがって、TはP議決権株式との交換にその資産をPに譲渡し、受け取っ

たP議決権株式をTの完全清算でTの株主に譲渡したことになる。

Tは、P議決権株式との交換による資産の譲渡には課税されず (§ 361 (a)), P議決権株式のT株主への分配についても課税されない (§ 361 (c))。

また、T株主は、清算によりT議決権株式をP議決権株式と交換するだけなので課税されない (§ 354 (a))。

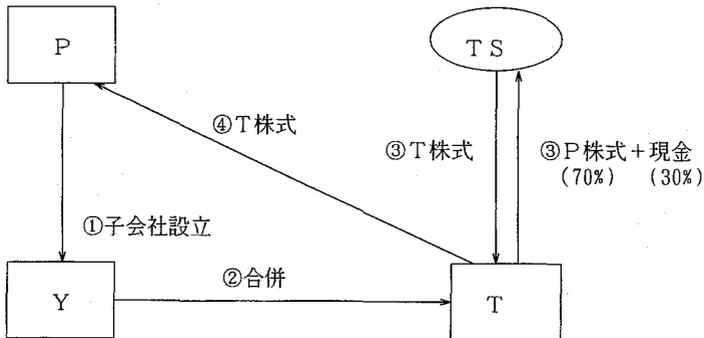
Pが分配を受けたT資産に付すべき税務基礎価額は、Tがその資産に付していた税務基礎価額と同額になる (§ 362 (b))。

事例4 株式と現金による株式取得後の取得会社への合併

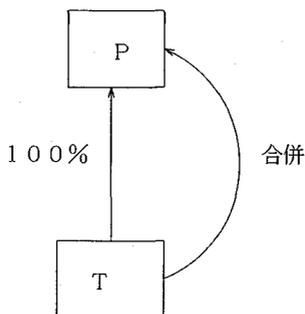
P社はY社の株式の全部を所有している。Y社はP社によって新設された完全子会社である。一体的な計画に基づいて、PはPと関連のないT社の株式の全部を、YがTに吸収される合併(「取得合併(“Acquisition Merger”)」)という。)で取得する。Tが存続会社となる。「取得合併」でT株主はその所有するT株式を、Pの議決権株式70%および現金30%の対価と交換する。「取得合併」に引き続き、計画の一環としてTはPに吸収合併(「親会社への合併(“Upstream Merger”)」)という。)する。段階取引原理の適用がある場合には、「取得合併」

図表4

〈ステップ1〉「取得合併」



〈ステップ2〉「親会社への合併」



と「親会社への合併」は、PによるT資産の全部の取得という一つの一体的な取得になるものとする。また、この一つの一体的な取引は、内国歳入法第368(a)条を適用するに際して必要とされる法令に定められた要件以外の非課税要件も満たすものとする (Rev. Rul. 2001-46.の事例1 (Facts Situation 1))。

① 段階取引原理の適用

「取得合併」では、P議決権株式以外に現金が交付されているのでタイプB組織変更ではない。また、現金の交付が取得対価の20%を超えるので、タイプC組織変更でもないし、§368(a)(2)(E)の子会社から売却会社への逆合併でもない⁽¹⁸⁾。しかし、T議決権株式の100%を取得しているのでQSPである。これまでの取扱いによれば、株式取得がQSPであった場合には、§338の選択の有無にかかわらずその取引の独立性が尊重された。したがって、その後の合併はこのQSPとは別個の取引であると考えられた⁽¹⁹⁾。しかし、事例3で述べたように、段階取引原理を適用すると全体の取引が非課税組織変更のいずれかに該当することになる場合は、2つの取引は統合される。この取扱いは、法令の適用による§338の選択のみが株式取得を資産取得とみなす唯一の方法であるという内国歳入庁のこれまでの見解と矛盾するものではない。

また、本事例をTからPへの単一の吸収合併であるとみなしても、§338の基

底にある方針に反しない。なぜならこのように取り扱うことによって、取引は § 368 (a)(1)(A)の組織変更に該当し、P は § 362 の引継価額ベースでT資産を取得する取引となり、§ 1012 の時価ベースの取引とはならないからである。したがって、本事例では段階取引原理を適用して、「取得合併」と「親会社への合併」をQSP となる株式の取得とそれに続く § 332 の清算とみなすのではなく、TからPへの一つの吸収合併によるT資産の取得であり、§ 368 (a)(1)(A)の組織変更に該当するとみなすのである。そのため、このような事例では § 338 の選択をすることができない(Rev. Rul. 2001-46. の「検討 (Analysis)」および「結論 (Holding)」参照)。

② 当事者の課税

段階取引原理を適用して、T株式を取得する目的で暫定的に設立された子会社Yの存在はなかったものとされる (Rev. Rul. 90-95. 参照)。したがって、この一体の取引はTからPへの吸収合併になる。

Pはその株式との交換でT資産を取得しても利得・損失を認識しない (§ 1032 (a))。TはP株式との交換でその資産の全部をPに譲渡しても利得・損失を認識せず (§ 361 (a))、また、TはP株式をT株式との交換にT株主に分配しても利得・損失を認識しない § 361 (c)。さらに、Tは交換差金を受け取っても、すぐにT株主に分配するのでTは課税されない (§ 361 (b))。T株主はT株式とP株式の交換については利得・損失を認識しないが (§ 354 (a))、交換差金 (本事例では現金) の金額を限度に利得・損失を認識する (§ 356 (a))。

Pが取得したT資産の税務基礎価額は、Tがその資産に付していた税務基礎価額を引き継ぐ (§ 362 (b))。

おわりに

段階取引原理が、どのような取引に、いつ、どの範囲で適用されるかについて

ての明確な基準はない。まさに、その概念は状況によって異なった意味合いをもつ⁽²⁰⁾といえよう。

本稿で述べた4つの事例は、売却会社の株式の取得（第1段階の取引）とそれに続く売却会社の取得会社（又はその関連会社）への清算または合併（第2段階の取引）である。

段階取引原理が適用されるのは、第1段階の取引と第2段階の取引を一体としてみた場合に、その一体取引が持分の継続性の要件を満たすときである。この場合には、一体取引が非課税組織変更になるので、たとえ第1段階の取引がQSPに該当するときでも、取得会社は、§ 338の選択をして売却会社の資産の税務基礎価額を時価まで引き上げることはできない。

他方、段階取引原理を適用して一体取引が持分の継続性の要件を満たさないときは、第1段階の売却会社の株式取得と第2段階の取得会社への清算または合併は別個の取引として扱われる。したがって、第1段階の取引がQSPに該当するときは、取得会社は§ 338の選択をしないと、売却会社の資産の税務基礎価額を時価まで引き上げることはできない。

事例1では、第1段階のT株式の取得が全額現金でなされているので、持分の継続性の要件は満たされない。したがって段階取引原理の適用はなく、その取得はQSPに該当するが、§ 338の選択をしていないのでT資産の税務基礎価額を引き上げることはできない。

事例2は、第1段階の取引でT株式の85%を現金で取得しているので持分の継続性の要件は満たされない。第2段階のXへの合併においては、内国歳入法施行規則の特別規定により持分の継続性の要件を満たすものとされるが、一体取引としてみた場合にはその全体の取引は持分の継続性の要件を満たしていない。そうであるからこそ、第2段階の合併取引でT株式をX株式と交換した少数株主Kは課税されたのである。したがって段階取引原理の適用はなく、第1段階の取引はQSPに該当する。ここでも§ 338の選択がなされていないのでXはT資産の税務基礎価額を引き上げることはできない。

事例3は、第1段階の議決権株式によるT株式の取得はタイプB組織変更であり、QSPに該当しない。また、第2段階の取得会社への清算ないしは合併も非課税取引であり、T資産の税務基礎価額は引き継がれるので、そもそもその税務基礎価額を引き上げる余地はない。ただし、この一連の取引には段階取引原理が適用されて、一体取引の実質は非課税による資産取得、すなわちタイプC組織変更又はタイプA組織変更となる。

事例4は、第1段階のT株式の取得対価はその30%が現金であるが、残り70%はP株式が交付されているので持分の継続性の要件は満たされる。そのため、段階取引原理を適用して第1段階の取引を第2段階の取引と一体としてみることで、この一連の取引はタイプA組織変更となる。第1段階の株式取得は単独取引ではQSPであるが、§338を選択してT資産の税務基礎価額を引き上げることができない。

株式取得を資産取得とみなしてT資産の税務基礎価額の引き上げることができるのは、その株式取得がQSPに該当し、かつ、§338の選択をした場合に限られる。段階取引原理を法令に定める規定に優先して適用し、株式取得を資産取得とみなして売却会社の資産の税務基礎額を引き上げることができない。ここに段階取引原理の適用の限界を見出すことができる。

注

- (1) 法令に定める非課税組織変更のうち、本稿と関連のある取得型の組織変更は次のように分類される。
 - ①タイプA組織変更 州会社法に基づく売却会社の吸収合併および新設合併
 - ②タイプB組織変更 議決権株式と議決権株式との交換による売却会社の支配の取得
 - ③タイプC組織変更 議決権株式との交換による売却会社の資産の実質的に全部の取得
 - ④取得型タイプD組織変更 売却会社の実質的に全部の資産の取得会社への譲渡と、売却会社又はその株主ないしはその両者による取得会社の支配の取得

米国の組織変更税務における段階取引原理の適用

- ⑤子会社による合併 親会社株式との交換による売却会社の実質的に全部の資産の取得
(タイプA組織変更の一形態)
- ⑥子会社による逆合併 親会社議決権株式との交換による売却会社の支配の取得 (タイプ
A組織変更の一形態)
- (2) 判例によって形成された非課税要件の主なものは次のとおりである。
- 1) 持分の継続性 (continuity of proprietary interest)
売却会社の資本持分の大部分の価値が、取得会社 (又はその親会社) の資本持分と交換
され、組織変更において引き続き保有される。
- 2) 事業継続性 (continuity of business enterprise)
取得会社 (又はその親会社) が、売却会社の従前事業を継続するか、または売却会社の
資産の大部分を事業に使用する。
- 3) 事業目的 (business purpose)
取得には、租税回避以外の事業目的がなければならない。
持分の継続性の要件と事業継続性の要件についてはすでに別稿で論じた。拙稿「米国の非
課税組織変更における持分の継続性の要件」経営総合科学 (愛知大学) 第72号, 1999年2
月, 131-146頁。拙稿「米国の非課税組織変更における事業継続性の要件」経営総合科学,
第73号, 1999年9月, 101-119頁。
- (3) Boris I. Bittker & James S. Eustice, *Federal Income Taxation of Corporations and
Shareholders*, Warren, Gorham & Lamont (Seventh Edition), 2000, p. 12-252.
- (4) Martin D. Ginsburg & Jack S. Levin, *Mergers, Acquisitions and Buyout* (November
1999 Edition), Aspen Publishers, Inc., p. 6-100.
- (5) Boris I. Bittker & James S. Eustice, *op. cit.* p. 12-252.
- (6) *Ibid.*, p. 12-253.
なお、段階取引原理が適用される基準には、i) 拘束的約定基準 (binding commitment
test), ii) 相互依存基準 (mutual interdependence test), iii) 最終結果基準 (end result
test) の3つがある。これらの基準については次の文献参照のこと。渡辺徹也稿「諸外国
における租税回避に関する規制と現状」田中治監修, 近畿税理士会編, 『租税回避行為を
めぐる事例研究』清文社, 1998年, 447-450頁。
- (7) この選択は、取得会社が取得日を含む月の翌月から9か月目の15日までに行わなければ
ならない (§ 338(g))。
- (8) 非課税組織変更による株式の取得には§ 354が適用され、売却会社の株主は利得・損失を
認識しない。従って§ 338は適用がない。

(9) § 338 の課税の仕組みについては次の文献参照のこと。拙稿「米国における企業買収の当事者の税務」JICPA NEWS No. 403 (公認会計士制度創設 40 周年記念論文集) 1989 年 2 月発行, 140 頁。拙稿「米国における買収価額の配分に係る税務」日本公認会計士協会, 第 10 回研究大会研究発表論文集 (1989 年 7 月発表), 7-9 頁。

(10) Cheryle D. Block *Corporate Taxation* (Second Edition), Aspen Law & Business, 2001, p. 255.

(11) *Ibid.*, p. 396.

(12) 拙稿「米国の非課税組織変更における持分の継続性の要件」133-134 頁。

(13) Kimbell-Diamond 原理とは, 取得会社が売却会社の資産を取得する目的で, 売却会社の株式を取得し, その直後に売却会社を清算した場合には, 2 つの取引を一つに統合して資産の取得とみるものである。この場合には, 取得会社が取得した資産の税務基礎価額は, 子会社の清算による引継価額ではなく, 時価になる。

Kimbell-Diamond 事件 (1950 年) では, 売却会社の資産の税務基礎価額が時価を上回っていたため, 納税者は子会社の清算による税務基礎価額の引き継ぎを主張した。しかし, 租税裁判所はこの主張を認めず, 段階取引原理を適用するとその取引は資産の取得であるという内国歳入庁の見解を支持し, 資産の税務基礎価額は時価になると判示した。この判決では, 資産を取得するという納税者の意図が取引の実質判定に深く関わっている (この注記は次の文献を要約した。Cheryle D. Block, *op.*, *cit.*, pp. 290-291.)

(14) *Yoc Heating* の判決 (1973 年) とは, 次のようなものである。

取得会社は売却会社の株式の 85% を現金と手形で購入した。同一の計画の一環として, 売却会社は取得会社が新設した子会社にその資産を譲渡して解散した。売却会社の少数株主は, 売却会社株式との交換に現金を受け取った。株式購入と資産取得は, 統合された計画の一部であったため, 持分の継続性が満たされず, その取引は § 368 の非課税組織変更には該当しなかった。したがって, 取得会社は売却会社の資産の税務基礎価額を時価まで引き上げることができた (Karen C. Burke. *Federal Income Taxation of Corporations and Stockholders* (4th ed.), West Publishing Co., 1996, p. 268.)。

(15) Cheryle D. Block, *op.*, *cit.*, p. 34.

(16) この合併は, 次の要件を満たすのでタイプ D 組織変更にも該当する (§ 1. 338-3 (d) example (ii))。

i) 全部の T 資産が X に譲渡される。

ii) 譲渡直後に P は X を支配する。

iii) 組織変更計画に基づいて, T は受け取った X 株式を P と K に分配する。

米国の組織変更税務における段階取引原理の適用

タイプD組織変更では、T債務またはT資産が負担する債務の総額が、譲渡したT資産の税務基礎価額の総額を超えるときは、その超過額は資産の譲渡又は交換による利得として扱われる (§ 357 (c))。タイプA組織変更とタイプD組織変更のいずれにも該当する取引にもこの取り扱いの適用はある (Rev. Rul. 75-161. 1975-1 C. B. 114.)。しかし、本事例ではT資産の税務基礎価額がT債務の額を上回っているため、タイプD組織変更にも該当しても § 357 (c)の規定の適用はない。

- (17) Cheryle D. Block, *op. cit.*, p. 301.
- (18) タイプC組織変更と子会社による逆合併については、取得対価の要件が緩和されている。前者にあつては、取得対価の20%まで (§ 368 (a)(2)(B))、後者にあつては売却会社の株式の20%まで (§ 368 (a)(2)(E)(ii)) を、取得会社の議決権株式以外の対価 (現金等の交換差金) で取得することができる。本事例では取得対価の30%が現金で交付されているので、この取得要件の緩和規定を満たさない。
- (19) この事例の取引の当事者は、おそらく、株式取得はその後の売却会社の清算とは別個のものとして扱われると思つたに違いない。当事者が非課税の組織変更を考えているとしたら、売却会社から取得会社へ直接に合併することによってこの取扱いを確かなものにする事ができたはずである。2段階の取引にしたということは、株式取得が別個の取引として扱われるであろうという取得会社の期待があつたからである。(Michael L. Schultz, *The Evolution of the Continuity Interest Test, General Utilities Repeal and the Taxation of Corporate Aquisitions, Taxes*, March 2002, p. 254.)
- (20) Boris I. Bittker & James S. Eustice, *op. cit.*, p. 12-253.